

子育て世帯・若者夫婦世帯向け住宅

(期限付入居)

入居者随時募集要項

(抽選で申し込みのなかった住宅)

子育て世帯

18歳未満の
子がいる世帯

若者夫婦世帯

39歳以下の
夫婦世帯



福島市役所都市政策部住宅政策課

少子高齢化が進むなかで、福島市に定住し結婚や子育てをしたいと思っただけできるよう、子育て・若者夫婦世帯の方が優先的に入居できる市営住宅をご案内します。

本冊子は、入居資格や家賃などをお知らせするとともに、入居前に事前に知っておいていただきたいことなどをまとめた資料となっております。

2 申込資格

入居の申し込み時点で、以下の資格条件を全て満たすことが必要です。

No.	入居資格条件
1	世帯の状況が、以下のア、イ又はウの要件を満たす方 ア 夫婦のみで構成される世帯であり、かつ夫婦の一方又は両方の年齢が39歳以下であること。 イ 申し込み期間の開始日において婚約中であり、かつ住宅の引き渡し日までに婚姻の届出を行う予定の夫婦のみで構成される世帯であり、かつ夫婦の一方又は両方の年齢が39歳以下であること。 ウ 18歳未満の子を扶養する者であること。
2	世帯の所得月額が規定の収入基準内であること。 ※収入基準及び計算方法は15ページ参照
3	現在、住宅に困窮していること。(借上げ市営住宅のみ) ※入居申込者及び同居予定者の名義で建物を所有している方は申し込みできません。
4	現在、公営住宅(県営住宅、市営住宅等)に入居していないこと。(借上げ市営住宅のみ)
5	市町村税の滞納等がないこと。 ※分納中の方は申し込みできません。同居予定者も含みます。
6	過去において市営住宅等に入居したことのある方は、現在その時の家賃等の未納がないこと。
7	過去10年以内に市営住宅等を退去させられたことがないこと。
8	入居される際、家賃及び駐車場使用料を納入し、連帯保証人が得られる又は市指定の債務保証事業者と債務保証契約を結ぶことができること。 ※連帯保証人の条件について ・市町村税を滞納していない方、かつ、住民税・固定資産税の両方もしくは一方が課税されている方。 ・公営住宅(県営住宅、市営住宅等)に入居していない方。 ・過去10年以内に市営住宅を退去させられたことがない方。 ・日本国籍を有する方。
9	入居申込者及び同居予定者が暴力団員でないこと。
10	別に定める「福島市営住宅等入居に関する誓約事項」について順守することを誓約する方。 ※福島市営住宅等入居に関する誓約事項より一部抜粋(入居時正式に提示します)。 ・家賃は定められた納期限内に必ず納めること。 ・動物類(犬、猫、鳥、その他)の飼育は禁止(一時的な預かり等も含む)。 ・入居者の構成に変更が生じた際は必ず住宅政策課に届け出ること。 ・他人に迷惑をかける行為は禁止(特に騒音は建物の構造上、生活音が響くことがあるので、常識の範囲内で生活されるようお願いいたします)。

入居収入基準

入居できる所得月額基準は、以下のとおりです。

①町庭坂団地（メゾネットタイプ）

申込世帯の所得月額が、0円 ～ 487,000円までの方

②借上げ市営住宅（マンションタイプ）

申込世帯の所得月額が、0円 ～ 259,000円までの方

※所得月額とは、世帯の年収から計算により求める金額で、手取りや額面とは違います。

※借上げ市営住宅とは、「グランコモド曾根田」「ラヴィバレー番丁」「サンライズ中町ビル」「パークビュー新町」のことで。

所得月額の計算方法

$$\text{所得月額} = \frac{\text{給与所得控除後の金額} - [\text{扶養控除} (38 \text{ 万円} \times \text{扶養親族数}) + \text{特別控除} \ast]}{12(\text{か月})}$$

※特別控除の種類 障害者控除、寡婦(ひとり親)控除、特定扶養親族控除等。

3 随時募集住宅

別紙「子育て・若者夫婦世帯向け住宅随時募集一覧表」のとおり

4 入居許可期間

- (1) 町庭坂団地……入居許可日から5年以内
- (2) 借上げ市営住宅……入居許可日から10年以内

※許可期間を延長することはできません。

5 申し込み受付開始等

- (1) 申込期間 令和6年4月1日(月)より
- (2) 申込時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土、日、祝日を除く。)
- (3) 申込場所 福島市役所住宅政策課(福島市五老内町3番1号)

※支所経由や郵送での申し込みはできませんので、住宅政策課窓口へご持参ください。

6 申込方法

別紙「市営住宅等入居申し込みに必要な書類（資格確認）」により提出する書類をご確認のうえ、住宅政策課の窓口へご持参ください。世帯の状況によって提出いただく書類が異なります。

7 入居予定者決定方法

申し込み資格及び必要書類が整った方から申し込み順に入居予定者を決定します。

※入居予定者が決定した場合、受付を終了しますので、入居辞退されることのないようお申し込みください。

8 家賃(入居者負担額)及び駐車場使用料について

(1) 家賃(入居者負担額)

別紙「子育て・若者夫婦世帯向け住宅随時募集一覧表」のとおり

子育て・若者夫婦世帯向け住宅の家賃は、公営住宅と同様、入居者の方の所得のほか、住宅の立地条件、規模、経過年数、設備等に応じて算定されます。

また、入居者の方には、毎年度、入居者の状況及び前年の所得を申告していただき、その申告に基づき、翌年度1年分(4月から翌年3月まで)の家賃を決定します。所得申告の提出がない場合には、「近傍同種の住宅の家賃(民間並みの家賃)」となりますので必ずご提出ください。

(2) 駐車場使用料

①町庭坂団地

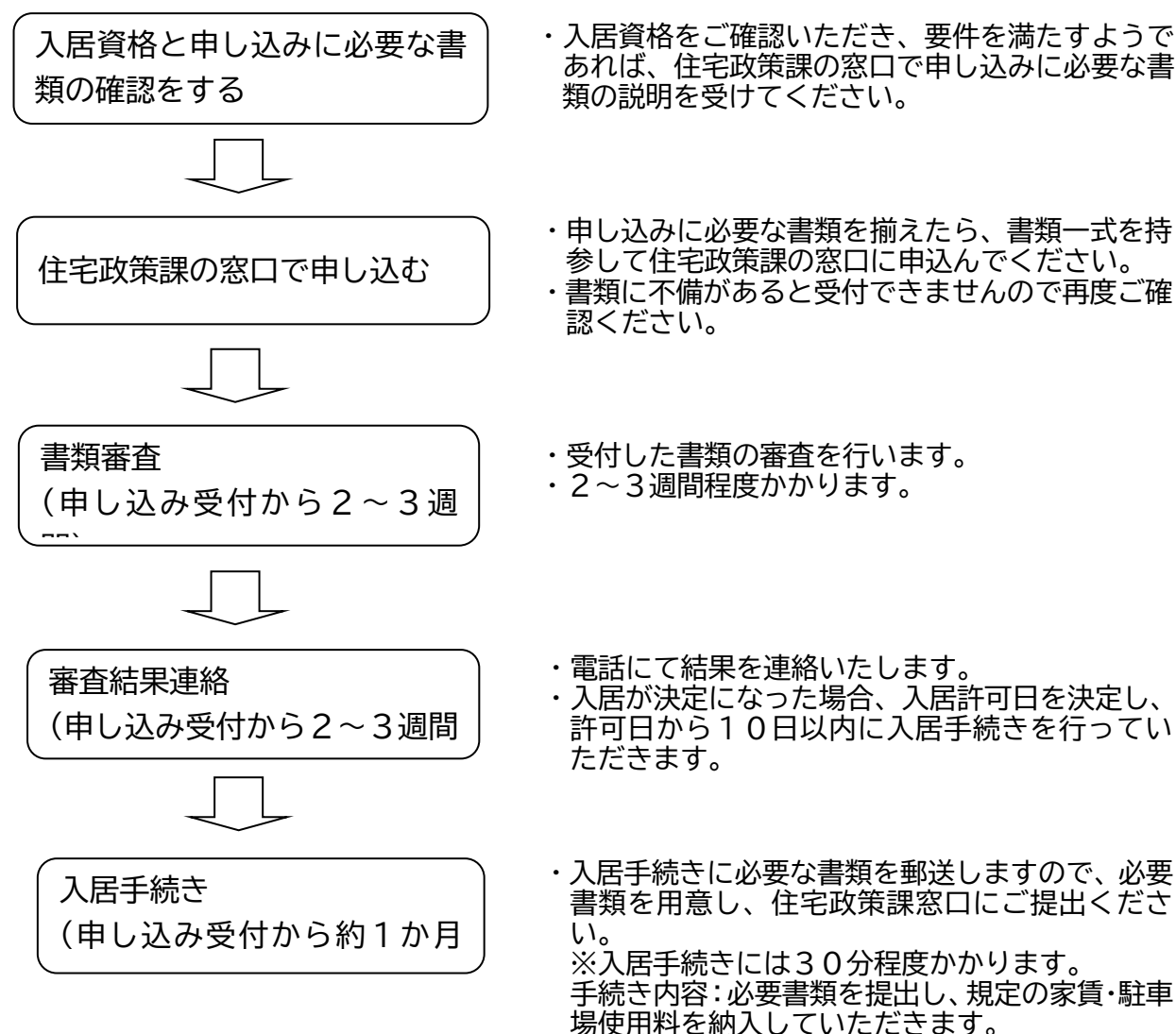
1区画当たり 月額2,300円 (1世帯当たり2区画まで使用可)

- 1) 駐車区画の大きさ(長さ5.0m、幅2.5m)を超える車両については許可できません。
- 2) 駐車場の使用区画は、あらかじめ各住宅に2区画分を割振っています。(1区画のみの使用も可能です。)

②借上げ市営住宅

- 1) 民間事業者との契約になります。
- 2) 契約内容や空き状況などは、民間事業者に直接お問い合わせください。

9 入居申し込みから入居までのスケジュール



10 退去について

退去する際は、畳の表替え・襖の張り替え・鍵を3本揃える・その他指示された修繕を行っていただきます。

1 1 入居に関する注意事項

- (1) 家賃（入居者負担額）及び駐車場使用料は、口座振替で納入していただきます。
- (2) 犬・猫・その他の動物類の飼育（餌付けや一時預かりを含む）はできません。ただし、身体障害者補助犬は認めることとしていますので、お申し出ください。
- (3) 入居を許可された方は、入居許可日から10日以内に下記の手続きを行っていただきます。手続き完了後、鍵をお渡しいたします。
 - ① 使用請書・誓約書の提出
 - ② 行政財産使用許可申請書の提出（町庭坂団地のみ）
 - ③ 連帯保証人の覚書の提出
 - ④ 連帯保証人1名の「印鑑登録証明書」及び「納税証明書」の提出
※債務保証事業者利用の場合は、3、4に代わり債務保証申込書・契約書・初回保証委託料
 - ⑤ 家賃・駐車場使用料……入居手続きが完了した日より入居月末日までの日割り金額
※借上げ市営住宅は家賃のみ
- (4) 居室の照明器具、ガス器具等は自己負担となります。
- (5) 電気・ガス・水道等の契約については、全て入居者の方に行っていただきます。
- (6) 市営住宅では、皆さんに明るく住み良い団地生活を送っていただくため、各団地に「自治会」が組織されています。入居後は「自治会」に加入していただきます。
また、自治会費（共益費等）を負担していただきます。
- (7) 駐車場を使用するときは、団地入居者で構成する「駐車場管理会」に加入していただきます。（町庭坂団地のみ）
- (8) 子育て・若者夫婦世帯向け住宅は、入居期間が限られているため、期間満了までに退去手続きをしていただきます。延長は出来ませんので、ご注意ください。
- (9) 住宅を退去するときは、退去者の費用負担で原状回復（私物の撤去、破損個所の修繕等）を行っていただきます。